

議案第 3 2 号

千曲市博物館等における共通観覧券の発行に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について

千曲市博物館等における共通観覧券の発行に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 1 月 2 4 日 提出

千曲市教育長 小松 信美

千曲市博物館等における共通観覧券の発行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

千曲市博物館等における共通観覧券の発行に関する条例施行規則（令和元年千曲市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「
有効期間 発行日より3か月
」を
「
有効期間 発行日より6か月
」に、

「

森将軍塚古墳館	森古館
---------	-----

」を
「

森将軍塚古墳館	古墳館
---------	-----

」に、

「

さらしなの里歴史資料館	さ歴館
城山史跡公園（荒砥城跡）	荒砥城

」を
「

武水別神社神官松田邸	松田邸
さらしなの里歴史資料館	さ歴館
城山史跡公園（荒砥城跡）	荒砥城

」に

改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に発行された改正前の千曲市博物館等における共通観覧券の発行に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第2条の規定により交付された共通観覧券は、これを利用することができる期間に限り、改正後の千曲市博物館等における共通観覧券の発行に関する条例施行規則第2条の規定により交付された共通観覧券とみ

なす。

- 3 この規則の施行の際現に存する旧規則様式第1号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。